

第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項

バリアフリーマスタープランの対象区域は秋田市全域ですが、人口の分布状況や高齢者、障がい者等が利用する生活関連施設[※]の集積状況等から、特にバリアフリー化を進めて行く必要がある地区として、移動等円滑化促進地区[※]を設定し、優先的にバリアフリー化を促進していくこととします。

1. 移動等円滑化促進地区等の設定手順

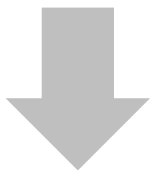
移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という）の設定にあたっては、最初に、バリアフリー法[※]および国の基本方針[※]の促進地区の要件を踏まえ、候補地区（中心的な施設から半径1km圏内）を抽出し、人口分布や上位関連計画での位置づけ等から評価を行い、本市において移動等円滑化の促進を図るべき箇所を選定します。

その後、選定された箇所において、生活関連施設の立地や生活関連経路[※]の状況、まち歩き点検結果のほか、各箇所の地域特性等を踏まえ、具体の区域を設定し、区域内のバリアフリー化の促進に関する方針を定めます。

○ 促進地区の設定フロー

◆ 促進地区の候補地区の抽出

- ・ バリアフリー法等による促進地区の要件を踏まえ、促進地区の候補地区を抽出します。



◆ 候補地区の評価

- ・ 選定した候補地区を人口分布や上位関連計画での位置づけ等の評価指標から評価を行います。

◆ 促進地区の箇所選定

- ・ 候補地区の中で、特に評価点の高い地区を促進地区の箇所として選定します。



◆ 生活関連施設および生活関連経路の設定について整理

- ・ 促進地区内で定める生活関連施設と生活関連経路について、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」等を参考に考え方を整理します。

◆ まち歩き点検の実施

- ・ 促進地区の箇所として選定された箇所のうち、生活関連経路として設定することが想定される経路を中心にまち歩き点検を実施し、バリアフリー化を進める上で、特に配慮すべき事項を整理します。

◆ 地区特性等を踏まえて促進地区の具体的な区域等を設定

- ・ 促進地区の箇所として選定された地区の中で、生活関連施設の立地状況やまち歩き点検結果、各地区の地域特性等を踏まえて、促進地区の具体的な区域、生活関連施設、生活関連経路を設定し、バリアフリー化の促進に関する方針を示します。

2. 移動等円滑化促進地区の箇所選定

2-1. 促進地区の要件

促進地区は、バリアフリー法^{*}および国の基本方針^{*}で示されている「促進地区の要件」に基づき設定を行います。

○ 促進地区の要件（バリアフリー法第2条第23号、国の基本方針より）

項目	バリアフリー法上の位置づけ	補足事項 (国の基本方針の記載内容)
①生活関連施設 [*] があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	・生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、 <u>生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区</u> であること。	・「生活関連施設」について、具体的にどの施設を含めるかは、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定する。 ・「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」は、生活関連施設が徒歩圏内に集積する地区。（原則として生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区と見込まれる） ・旅客施設を含まない地区の設定も可能。
②生活関連施設及び生活関連経路 [*] についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	・生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	・移動等円滑化促進地区は、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることが必要である。
③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	・当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	・「都市機能」は、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が挙げられる。

2-2. 候補地区の抽出

促進地区の設定にあたっては、複数の候補地区を抽出し、生活関連施設*の分布状況やバリアフリー化の必要性等の観点から評価を行い、促進地区の箇所を選定します。具体的な促進地区の区域については、生活関連施設の立地状況やまち歩き点検の結果等を踏まえて設定します。

促進地区の候補地区は「2-1. 促進地区の要件」で挙げられる3つの要件を踏まえ、「生活関連施設が3施設以上立地している鉄道駅周辺地区」と「市の上位計画等での位置付けがある地区」の2つの視点から、以下『候補地区の抽出結果』のとおり抽出しました。

なお、候補地区のエリアは、地区の中心となる駅や主要な施設等から半径1kmのエリアを対象とします。ただし、「秋田駅周辺」については、上位関連計画における位置づけも踏まえ、中心市街地活性化基本計画*区域を包含するエリアを候補地区とします。

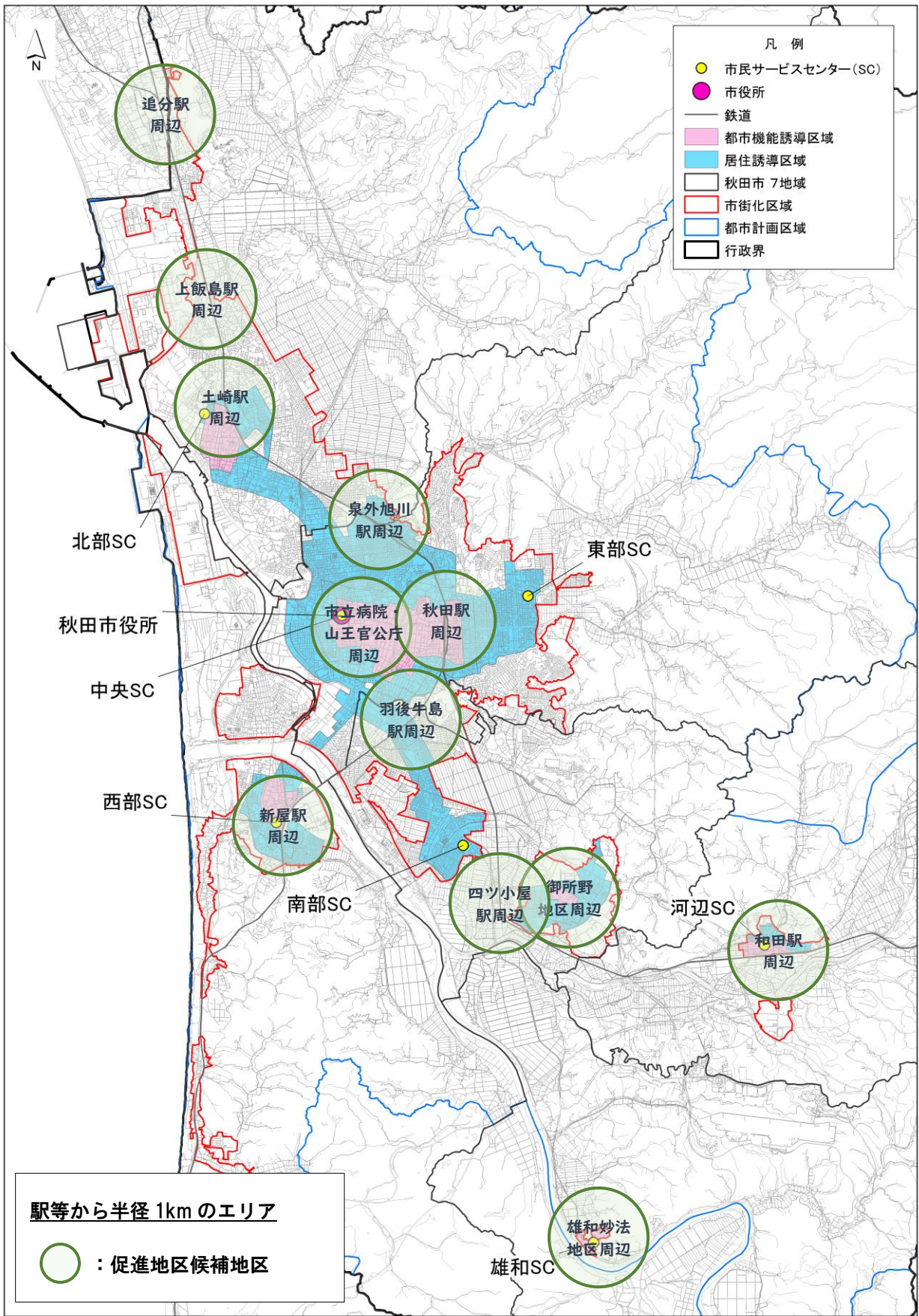
○ 候補地区の抽出要件

バリアフリー法における促進地区の要件	促進地区の候補地区の抽出要件
①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	(ア)生活関連施設が3施設以上立地している鉄道駅周辺地区
②生活関連施設及び生活関連経路*についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	
③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	(イ)上位計画等での位置付けがある地区 ⇒立地適正化計画*の都市機能誘導区域*に含まれるエリア

○ 候補地区の抽出結果

<促進地区の候補地区>		
◇視点(ア)による地区		
・追分駅周辺	・上飯島駅周辺	・土崎駅周辺
・泉外旭川駅周辺	・秋田駅周辺	・羽後牛島駅周辺
・新屋駅周辺	・四ツ小屋駅周辺	・和田駅周辺
◇視点(イ)による地区		
・市立病院・山王官公庁周辺（両施設を結ぶ中点を中心とした地区）		
・雄和妙法地区周辺（「雄和市民サービスセンター」を中心とした地区）		
・御所野地区周辺（「イオンモール秋田」を中心とした地区）		

立地適正化計画の都市機能誘導区域と候補地区の分布状況



2-3. 候補地区の評価

2-2で抽出した候補地区を、以下の評価基準に基づき評価し、促進地区の箇所を選定します。

評価基準は、バリアフリー法^{*}に基づき、幅広い市民の利用が想定される主な生活関連施設^{*}の立地状況や、人口の分布状況、市の上位計画との整合等に配慮して設定しました。

○ 候補地区の評価基準

評価項目	評価指標	配点	評価基準
①主な生活関連施設の立地状況	生活関連施設の候補施設（介護・福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、教育・文化機能、金融機能、主な都市公園、路外駐車場）	20点	20施設以上 (20点) 10施設以上 (10点) 10施設未満 (0点)
②鉄道駅の利用者数	鉄道駅の1日平均利用者数（※1）	20点	3,000人以上（※2） (20点) 1,500人以上 (10点) 1,500人未満 (0点)
③バスの運行状況	候補地区内のバス停のうち、バス（路線バス、マイタウンバス）の運行本数が最も多いバス停の1日平均運行本数（平日と休日の運行本数より算出）	10点	100本以上/日 (20点) 50本以上/日 (10点) 50本未満/日 (0点)
④人口分布	候補地区全体の平均人口（7,363人）との比較	10点	7,363人以上 (10点) 7,363人未満 (0点)
⑤高齢者分布	候補地区全体の平均高齢者数（2,012人）との比較	20点	2,012人以上 (10点) 2,012人未満 (0点)
⑥上位計画との整合	立地適正化計画 [*] における都市機能誘導区域 [*] ・居住誘導区域 [*] の指定状況	20点	都市機能誘導区域の指定有り (20点) 居住誘導区域のみ指定有り (10点) 誘導区域の指定無 (0点)
合計		100点	

※1 鉄道駅の利用者は乗車した駅で降車するものと仮定し、「JR鉄道駅別の1日平均乗車人員」（2020年・東日本旅客鉄道株式会社ホームページ）を倍増させて算出する。なお、データのない駅については1,500人未満（0点）の扱いとする。

※2 国の基本方針^{*}において、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅（秋田市内では秋田駅、土崎駅および追分駅）を対象に、エレベーターの設置等による段差の解消等について、整備目標を定めていることから、利用者数3,000人を目安として評価基準を設定している。

評価基準に基づき、促進地区候補地区の評価結果を以下に示します。

促進地区の区域については、評価点の高い「秋田駅周辺地区」「土崎駅周辺地区」「新屋周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」の4つの箇所を選定します。

なお、促進地区の具体的な区域については、生活関連施設^{*}の立地状況やまち歩き点検の結果等を踏まえて設定します。

追分駅周辺は促進地区の箇所を選定しませんが、1日あたりの平均利用者数が3,000人以上となる追分駅については、国の基本方針^{*}に基づき、エレベーターの設置等による段差の解消等、バリアフリー化を促進します。

また、令和3年3月に開業した泉外旭川駅の周辺については、駅の利用者数や生活関連施設の動向等を踏まえて、今後、促進地区への設定等を検討します。

促進地区候補地区の評価結果

地区	指標	主な生活 関連施設	鉄道駅の 1日平均 利用者数	バス 1日平均 運行本数	地区内 人口	地区内 高齢者人口	誘導区域 指定状況	合計
追分駅周辺		12施設	3,014人	55本	3,182人	982人	居:×,都:×	
		10点	20点	10点	0点	0点	0点	40点
上飯島駅周辺		10施設	—	121本	9,584人	2,696人	居:×,都:×	
		10点	0点	20点	10点	10点	0点	50点
土崎駅周辺		45施設	3,558人	111本	13,170人	4,400人	居:○,都:○	
		20点	20点	20点	10点	10点	20点	100点
泉外旭川駅周辺		27施設	—	52本	14,713人	3,557人	居:○,都:×	
		20点	0点	10点	10点	10点	10点	60点
秋田駅周辺		156施設	14,912人	783本	16,549人	4,693人	居:○,都:○	
		20点	20点	20点	10点	10点	20点	100点
羽後牛島駅周辺		31施設	1,470人	39本	15,693人	4,749人	居:○,都:×	
		20点	0点	0点	10点	10点	10点	50点
新屋駅周辺		19施設	1,666人	168本	9,986人	2,543人	居:○,都:○	
		10点	10点	20点	10点	10点	20点	80点
四ツ小屋駅周辺		5施設	—	30本	2,920人	563人	居:○,都:×	
		0点	0点	0点	0点	0点	10点	10点
和田駅周辺		10施設	484人	14本	1,911人	583人	居:○,都:○	
		10点	0点	0点	0点	0点	20点	30点
市立病院・ 山王官公庁周辺		53施設	—	290本	14,605人	3,398人	居:○,都:○	
		20点	0点	20点	10点	10点	20点	80点
雄和妙法地区周辺		6施設	—	37本	288人	131人	居:○,都:○	
		0点	0点	0点	0点	0点	20点	20点
御所野地区周辺		39施設	—	128本	6,443人	1,214人	居:○,都:○	
		20点	0点	20点	0点	0点	20点	60点

3. 生活関連施設および生活関連経路の設定について

3-1. 生活関連施設および生活関連経路の考え方

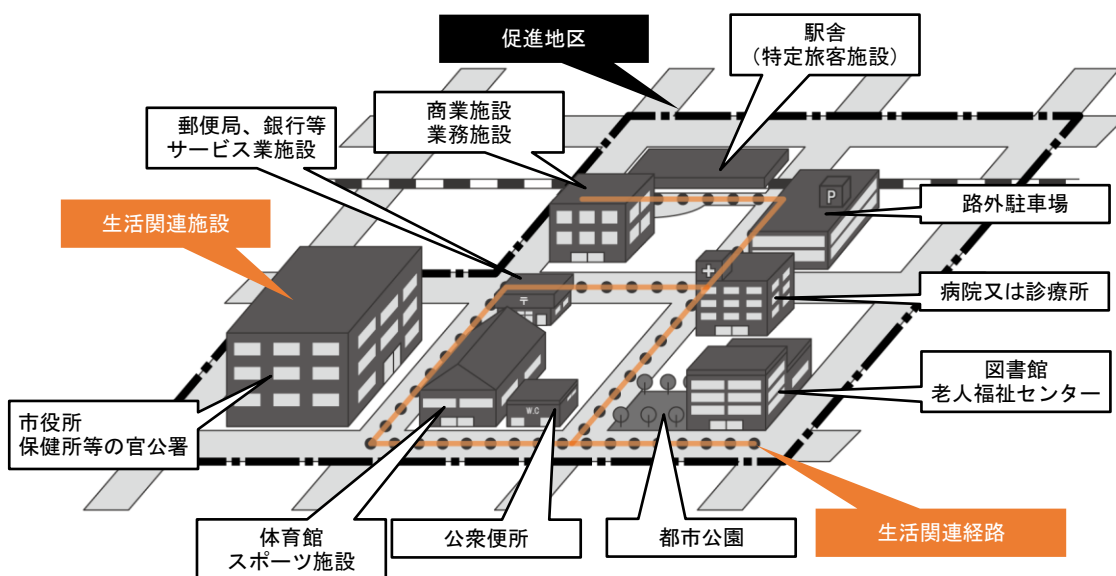
生活関連施設^{*}は高齢者や障がい者等を含め、常に多数の人が利用する施設であり、生活関連経路^{*}は生活関連施設相互間の経路のことを指します。

バリアフリーマスタープランでは、促進地区内において、具体的な生活関連施設および生活関連経路を設定し、そのバリアフリー化の促進に関する方針を示すこととなります。

生活関連施設および生活関連経路の設定にあたっては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）」を参考に、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、設定します。

なお、面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、現状で移動等円滑化が図られている施設や経路についても、その立地状況等を勘案し、必要に応じて生活関連施設や生活関連経路への位置づけを検討します。

○ 促進地区内イメージ図



◎生活関連施設の考え方

◆常に多数の人が利用する施設を選定する

旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。

いくつかの市町村では、事前に利用者アンケート調査やヒアリング等を実施し、利用頻度の高い施設・経路を把握している事例も見られます。

◆高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等の高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

◎生活関連経路の考え方

◆より多くの人が利用する経路を選定する

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。

◆生活関連施設相互のネットワークを確保する

（上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する）

生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。

資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

3-2. 生活関連施設の設定基準

生活関連施設[※]については、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)の内容を参考に、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、以下のとおり設定基準を定めます。

生活関連施設設定基準一覧

区分	種類・基準
旅客施設	鉄道駅
官公庁施設	県庁・市役所
	警察署・交番・裁判所
	税務署
	市民サービスセンター
	コミュニティセンター
金融機関	郵便局・銀行(ATMを除く、全ての対象施設)
教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校・大学)
	図書館
	市民会館・市民ホール・文化ホール
	博物館・美術館・資料館等
保健・医療・福祉施設	病院(20床以上の施設)
	高齢者・障がい者福祉施設(通所系)
子育て支援施設	幼稚園、保育園、認定こども園等
商業施設	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上の施設)
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等(50室以上の施設)
公園・運動施設	公園(総合公園・運動公園・近隣公園・都市緑地)
	体育館・武道館・その他屋内施設
観光施設	主要な観光施設
路外駐車場	バリアフリー法 [※] に基づく特定路外駐車場:500㎡以上かつ料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物・公園施設・建築物・建築物に附属しているものを除く

4. まち歩き点検

4-1. まち歩き点検の目的

これまでの整備により改善された点や残された問題点等を確認し、今後のバリアフリーに関する取組で配慮すべき点を整理することを目的に、生活関連施設*や生活関連経路*への設定が想定される箇所について、秋田市バリアフリー協議会に参画する障がい者団体等の協力のもと、まち歩き点検を実施しました。

【まち歩き点検の様子】



4-2. 秋田駅周辺地区におけるまち歩き点検の実施概要

◆実施日：令和3年10月12日（火）および同年10月14日（木）

◆参加団体：

実施日	参加団体
10月12日（火）	秋田市老人クラブ連合会
	秋田市視覚障がい者協会
	秋田市身体障害者協会車いす部会
10月14日（木）	NPO 法人秋田バリアフリーネットワーク
	秋田市身体障害者協会
	秋田市ろうあ協会

◆点検箇所

にぎわい交流館 AU（1階、2階）

⇒仲小路（12日）および広小路（14日）の歩道

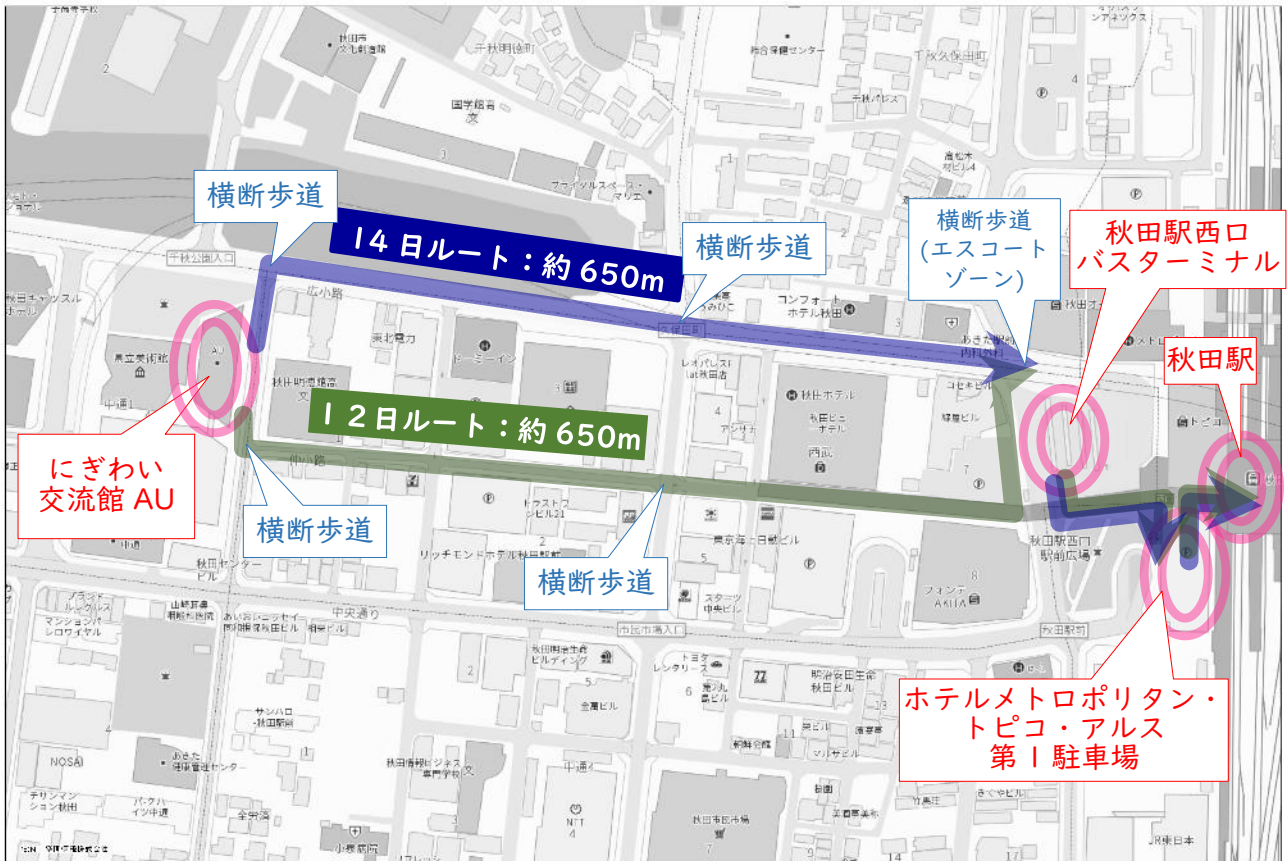
⇒秋田駅西ロバスターミナル

⇒ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第1駐車場（2階）

⇒秋田駅（中央改札まで）



【点検箇所図】



4-3. 点検結果

まち歩き点検の中で挙げられた主な意見を以下に示します。

◆歩道、横断歩道

- 歩道から建物入口まで点字ブロックが連続していて良い。
- × エスコートゾーンの突起が摩耗している箇所や、点字ブロックが剥がれている場所があるため、メンテナンスが必要
- × 横断勾配がきついと、車いすで移動するには大変であるため、できるだけ緩くして欲しい。(横断勾配が3.0%~4.0%程度の箇所が上がった意見)
- × 平板舗装がガタガタしていて、車いすで通行する際に衝撃を受ける。
- × ブロック系舗装は凹凸が大きい材料だと車いすで通行する際に障がいを感じる。
- × 点字ブロックと花壇等の位置が近く、少しずれると足をぶつけてしまうことになるため危険
- × 点字ブロックが連続していない地点がある。
- × 点字ブロックが舗装と同系色だと弱視の方が視認しにくい。



(建物まで連続した点字ブロック)



(花壇等が点字ブロックに近い)



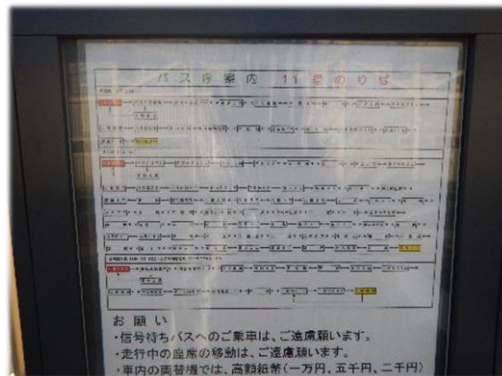
(剥がれている点字ブロック)

◆公共交通機関の施設

- きっぷ売り場の足下に奥行きが設けられており、車いす使用者でも券売機を扱いやすい。
- 音声案内や点字表記がされている案内図があり、視覚障がい者にも配慮されている。
- × 精算所等に、聴覚障がい者への配慮を表す「耳マーク」の立札があると良い。
- × 券売機がタッチパネル操作であるため、視覚障がい者は操作ができない。
- × バス停留所に設置している時刻表や案内図の文字が小さく、細かいため見にくい



(車いす使用者でも使いやすい券売機)



(バス停案内図)

◆建築物

- 通路の傾斜を知らせる表示があり、危険を察知しやすくて良い。
- エレベーターが2台あり、広さも十分であるため、車いす使用者も使いやすい。
- エレベーターに音声案内があり、視覚障がい者も使いやすい。
- × 施設入口からバリアフリートイレまで向かう通路やエレベーターを出た後の進行方向にも点字ブロックを設置してほしい。
- × 聴覚障がい者への配慮を表す「耳マーク」の立札を、目立つ位置に設置してほしい。
- × 案内表示が小さく、細いため認識しにくい。また、ベンチに座った人で案内図が隠れてしまわないように配置を工夫してほしい。
- × バリアフリートイレの扉の鍵の位置が低く、車いす使用者は使いやすいが、視覚障がい者の人が見つけにくい、上下に2つ設置しているとありがたい。
- × バリアフリートイレの手洗い場について、足下の奥行きがなく、車いす使用者が使おうすると足がぶつかってしまう。



(傾斜に関する注意喚起)



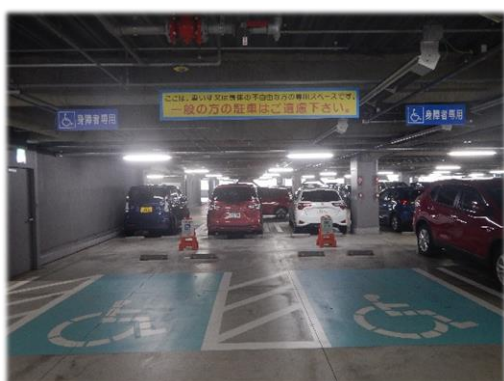
(エレベーター出入口に点字ブロックがない)



(鍵が手すりの下のみの扉)

◆駐車場

- 障害者等用駐車区画の上に一般の方は利用できない旨を表示した看板を分かりやすく掲げていて良い。
- × 車いす使用者用の駐車区画については、認識しやすくするために路面に青色の着色を行ってほしい。
- × 障害者等用駐車区画においても、車いす使用者用と車いす使用者以外用があり、必要な駐車スペースの幅も違うため、施設管理者は混同してしまわないようにしてほしい。
- × 障害者等用駐車区画の周辺に、緊急時の連絡先等を記載した分かりやすい案内を設置してほしい。



(一般の方への注意喚起看板)



(路面が青色塗装されていない駐車区画)

◆心のバリアフリーに関すること

- × 点字ブロックの上に自動車が停車し、視覚障がい者の通路を塞いでしまっていた。
- × 視覚障がい者は便座を上げられたままと便器にはまってしまう可能性があるため、使い終わったら必ず便座を下げてほしい、もしくは自動で下がるものにしてほしい。



(点字ブロック上に駐車された自動車)



(便座があがったままのバリアフリートイレ)

4-4. まち歩き点検のまとめ

まち歩き点検で挙げられた意見をもとに、バリアフリー化を進める上で、特に配慮すべき事項を以下のとおりまとめます。

配慮事項1 面的・一体的なバリアフリー化

まち歩き点検において、点字ブロックが途切れてしまっている箇所や、歩道と施設敷地の境界部分で段差が生じていて、車いすで乗り越えていくことが困難な箇所等が散見されました。

誰もが移動等に不自由なく、快適に過ごすことのできる環境を形成するには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、面的・一体的にバリアフリー化を進めていく必要があります。



(歩道と駐車場敷地との段差)

配慮事項2 適切な維持・改修

本市ではこれまでもバリアフリー化に関する事業を数多く進めてきており、高齢者や障がい者等を含め、市民の移動等の円滑化を図ってきたところです。

しかし、一度整備が完了した箇所においても、経年劣化による損傷や実際の利用者にとっては使いにくい箇所が存在するため、適切な維持・改修を行う必要があります。



(摩耗してしまったエスコートゾーン)

配慮事項3 移動等を安全に快適に行うための情報提供と「心のバリアフリー」の普及・啓発

まち歩き点検では、案内表示に関する意見を数多くいただきました。障がい等の有無にかかわらず、移動等を安全に快適に行うためには、分かりやすい案内表示の充実を図る必要があります。

また、まち歩き点検を行っている際にも、点字ブロック上に停車している自動車が見受けられました。このような無配慮による新たなバリアの創出を防ぐため、「心のバリアフリー」の普及・啓発を図る必要があります。



(入口に音声案内のあるトイレ)

5. 移動等円滑化促進地区等の設定

本章の「2. 移動等円滑化促進地区の箇所選定」により選定を行った「秋田駅周辺地区」「土崎駅周辺地区」「新屋駅周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」の4地区について、候補となるエリア（地区の中心となる駅や主要な施設等からの半径1kmのエリア）を基本に、前項までに整理した内容や上位関連計画での地区の位置づけ等を勘案し、移動等円滑化促進地区[※]の具体的な区域、生活関連施設[※]、生活関連経路[※]を設定します。

なお、区域の境界等については、基本的に、道路等の地形・地物で明確に分かるように設定を行います。

また、生活関連施設について、同一の建築物内で複数の機能を持つ場合は、代表的な施設名称で生活関連施設へと位置づけます。

例：秋田市庁舎内には中央市民サービスセンターや秋田銀行がありますが、「秋田市庁舎」で表現します。



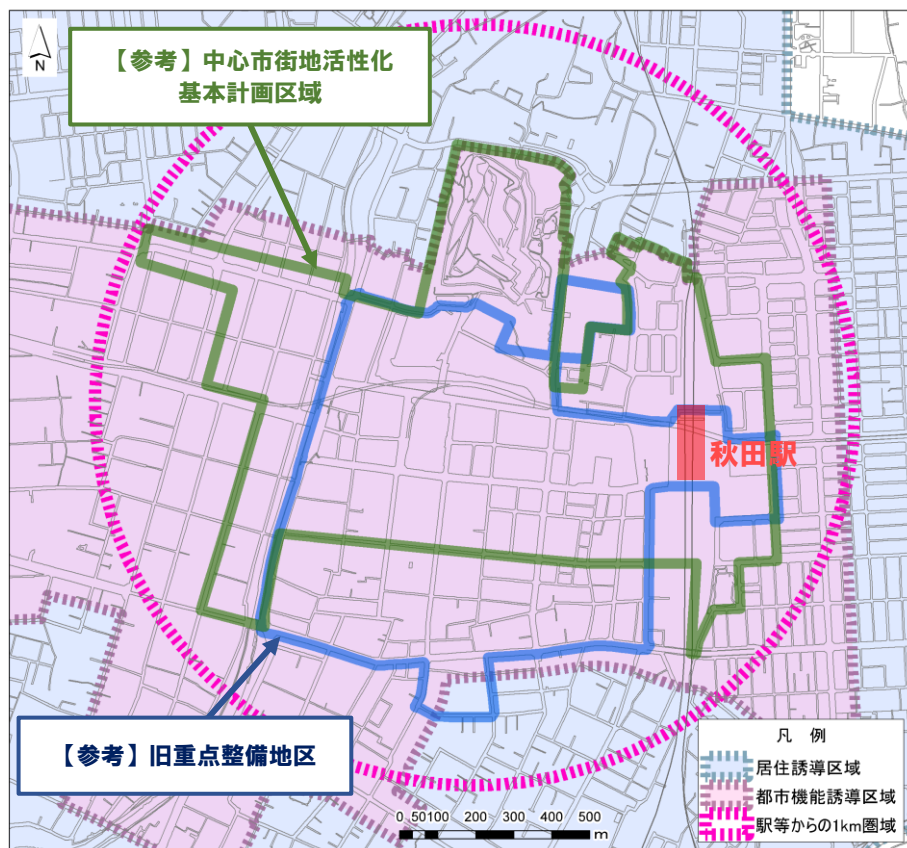
5-1. 秋田駅周辺地区

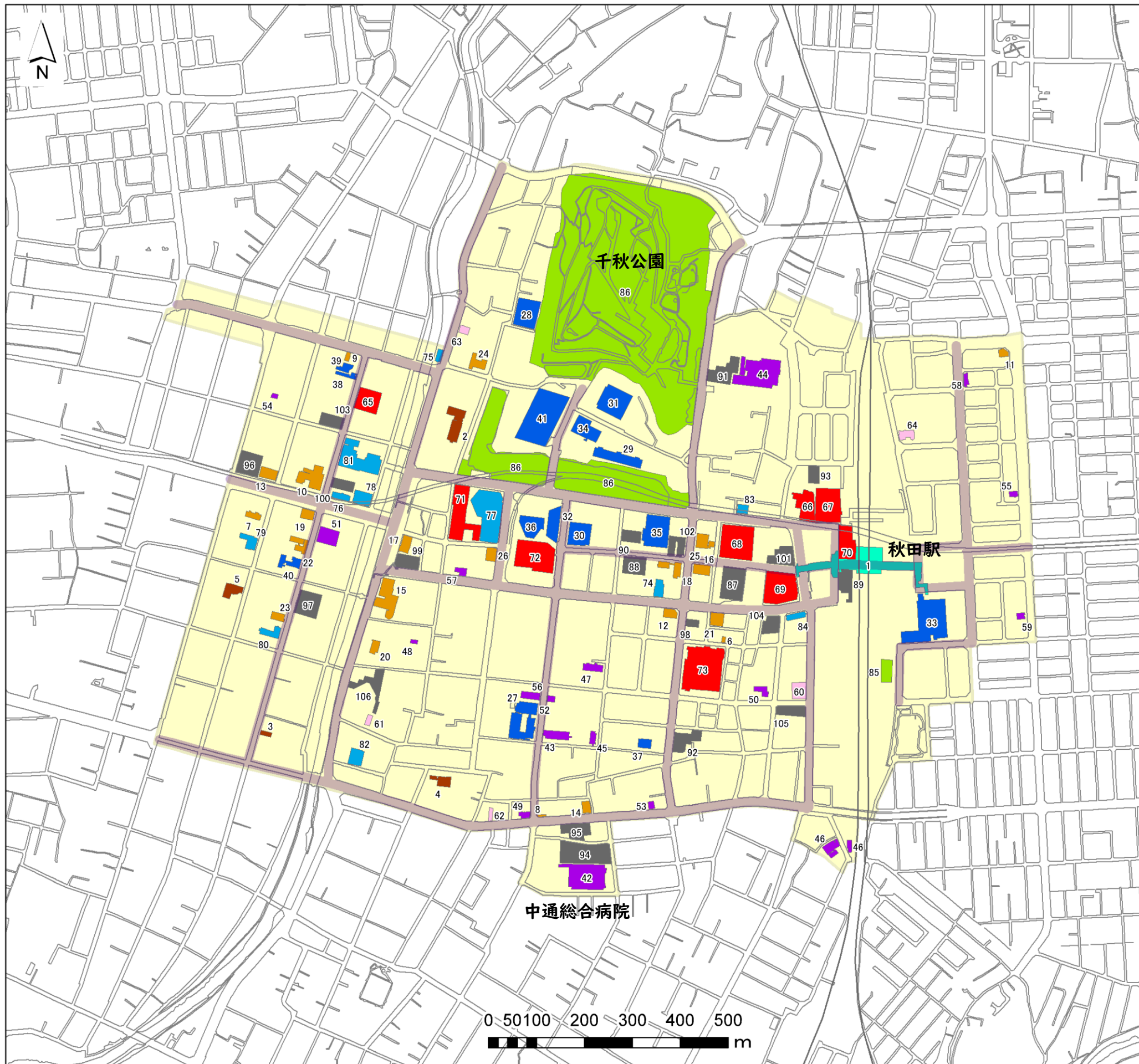
秋田駅の周辺は、本市の主要な交通結節点である秋田駅を中心に、商業・業務施設が集積しており、公共交通、商業・業務の拠点となっているとともに、千秋公園やエリアなかいちが立地するなど、観光・交流の拠点にもなっています。

また、本地区（エリアなかいちから半径1kmのエリア）に包含される秋田市中心市街地活性化基本計画[※]において、本市の中心市街地として設定されたエリアは、秋田市の「顔」として、また、本市および都市圏の発展を牽引する中心拠点として位置づけられ、その再生・活性化を積極的に図っていくものとしています。

そのため、秋田駅周辺地区における促進地区の区域は、中心市街地活性化基本計画[※]区域を基本とし、立地適正化計画[※]や過去の交通バリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設[※]の立地状況等を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路[※]を設定します。

○ 過去計画・関連計画等の計画区域





秋田駅周辺地区

面積: 187.43ha

令和3年4月時点

- 凡例
- 生活関連経路
 - 生活関連経路
 - 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

秋田駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	秋田駅
官公庁施設	2	秋田中央警察署
	3	秋田中央警察署 大町交番
	4	秋田南税務署
	5	旭北地区コミュニティセンター
金融機関	6	秋田駅前郵便局
	7	秋田大町郵便局
	8	秋田中通六郵便局
	9	秋田通町郵便局
	10	日本銀行／秋田支店
	11	秋田銀行／手形支店
	12	秋田銀行／秋田駅前支店
	13	秋田銀行／大町支店
	14	秋田銀行／南通り支店
	15	北都銀行／本店
	16	北都銀行／秋田駅前支店
	17	みずほ銀行／秋田支店
	18	ゆうちょ銀行／秋田店
	19	岩手銀行／秋田支店
	20	北日本銀行／秋田支店
	21	七十七銀行／秋田支店
	22	秋田信用金庫／本店
	23	荘内銀行／秋田支店
	24	JA 秋田なまはげ／本店
	25	商工組合中央金庫秋田支店
	26	あすか信用組合秋田支店
教育・文化施設	27	中通小学校
	28	秋田令和高等学校
	29	国学館高等学校
	30	秋田明德館高等学校
	31	中央図書館明德館
	32	秋田市にぎわい交流館
	33	秋田拠点センターアルヴェ
	34	秋田市文化創造館
	35	アトリオン
	36	秋田県立美術館
	37	あきた文学資料館
	38	旧金子家住宅

区分	番号	名称
教育・文化施設	39	ねぶり流し館(民族芸能伝承館)
	40	赤レンガ郷土館
	41	あきた芸術劇場ミルハス(令和4年6月オープン予定)
保健・医療・福祉施設	42	中通総合病院
	43	中通リハビリテーション病院
	44	秋田県立循環器・脳脊髄センター
	45	飯川病院
	46	細谷病院
	47	小泉病院
	48	HSS秋田事業所
	49	スプラウト
	50	はッピーわーきん
	51	協働ワークアップ
	52	リハプライド中通
	53	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン
	54	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田大町校
	55	デイサービス リ・あくと
	56	認知症対応型通所介護あさの杜
	57	白樺
	58	手形ハウス
59	アキタネット	
子育て支援施設	60	きらきら保育園秋田駅前
	61	ほっくんキッズハウス
	62	南通りすこやか保育園
	63	やどめ保育園
	64	あさひ保育園
商業施設	65	サンパティオ大町
	66	秋田オーパ
	67	アルス
	68	西武秋田店
	69	フォンテ秋田
	70	トピコ
	71	木内百貨店
	72	エリアなかいち商業施設
	73	秋田市民市場

区分	番号	名称
宿泊施設	74	リッチモンドホテル秋田駅前
	75	アパホテル<秋田千秋公園>
	76	ホテルパールシティ秋田 竿燈大通り
	77	秋田キャッスルホテル
	78	ダイワロイネットホテル秋田
	79	ホテルパールシティ秋田 川反
	80	アルバートホテル秋田
	81	イーホテル秋田アネックス
	82	秋田天然温泉ルートイングランティア秋田SPA RESORT
	83	コンフォートホテル秋田
	84	ホテルアルファワン秋田
公園・運動施設	85	秋田ノーザンゲートスクエア
	86	千秋公園
路外駐車場	87	秋田市公営駐車場
	88	アトリオン南駐車場
	89	ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第1駐車場
	90	リパーク秋田仲小路駐車場
	91	秋田脳研センター駐車場
	92	ヤマニパーキング
	93	ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第2駐車場
	94	中通総合病院第1駐車場
	95	中通総合病院第2駐車場
	96	タイムズ秋田大町駐車場
	97	ランデックパーキング大町
	98	リパーク秋田中通り四丁目
	99	Dパーキング秋田中通一丁目第1
	100	リパーク秋田大町二丁目
	101	秋田駅前駐車場
	102	秋田仲小路駐車場
	103	大町パーキング
104	中通四丁目パーキング	
105	タイムズ秋田中通駐車場	
106	北都ビルディング駐車場・リパーク駐車場	

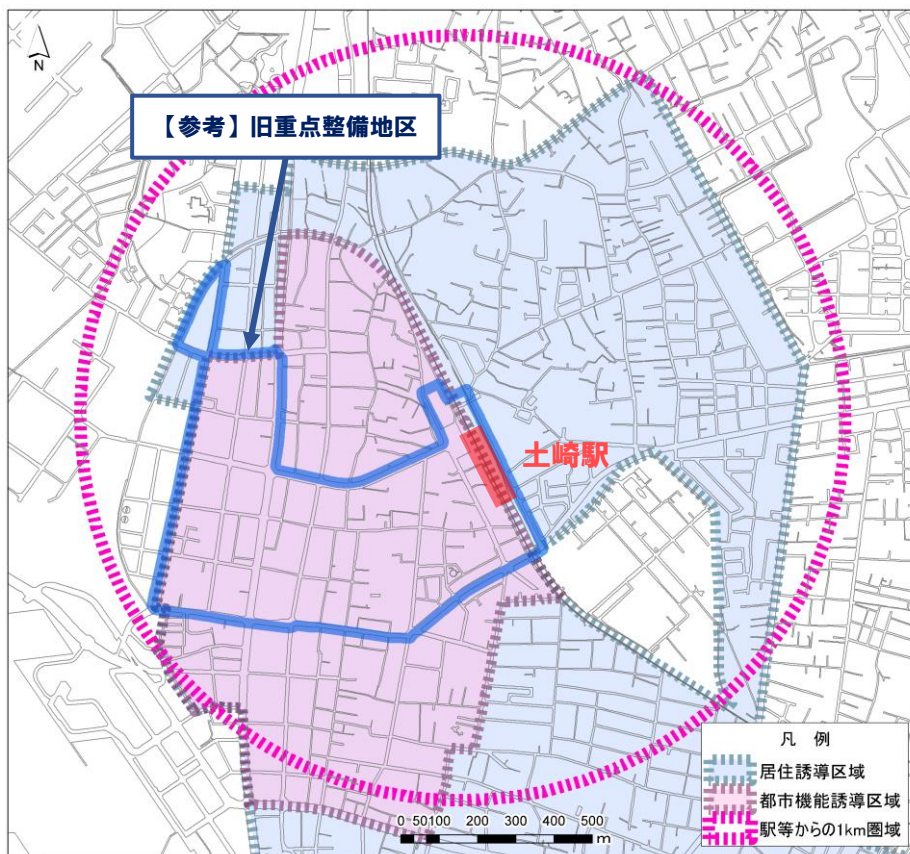
5-2. 土崎駅周辺地区

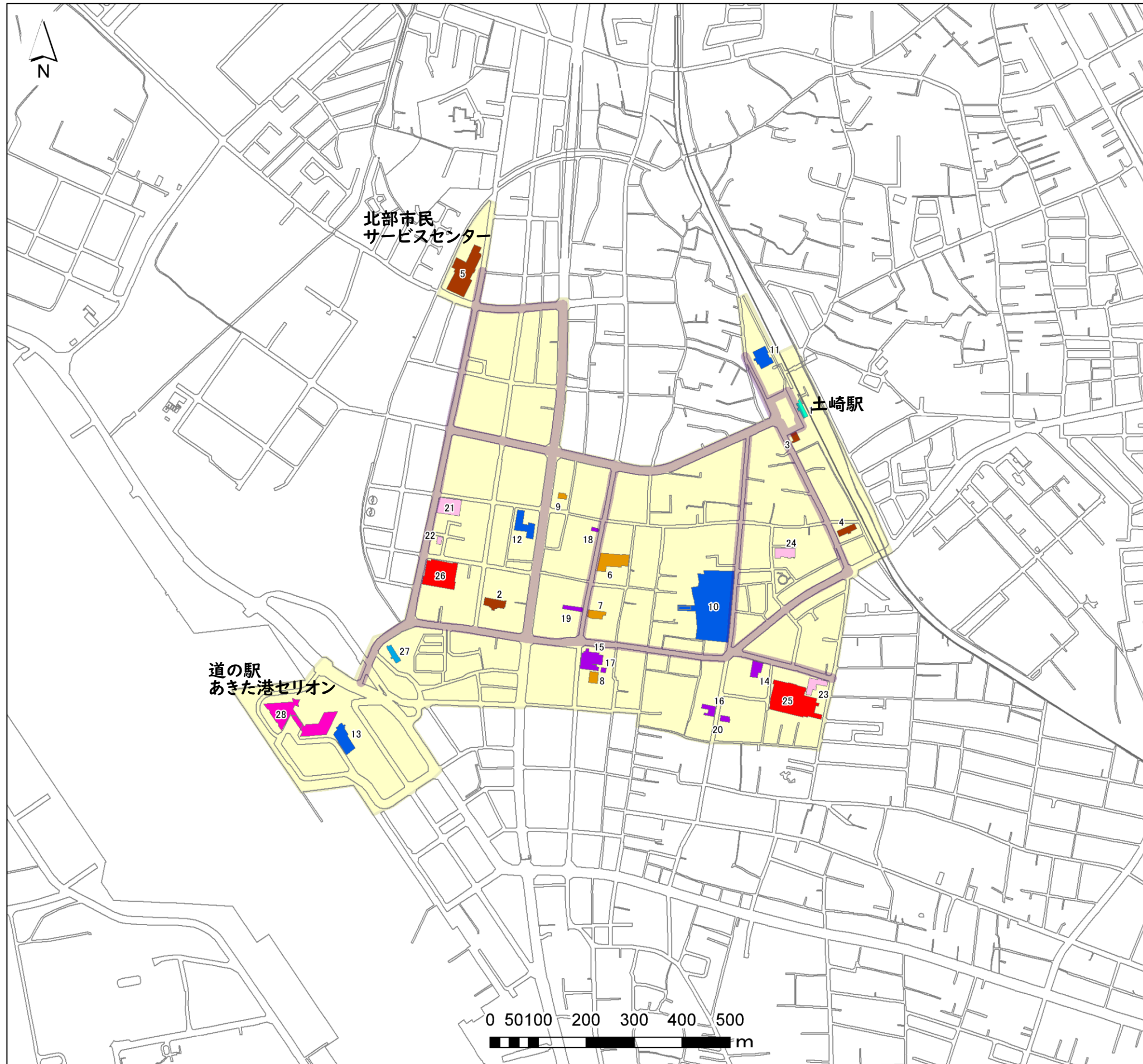
秋田駅に次いで乗降客数の多い土崎駅の周辺エリアは、北部市民サービスセンター、土崎図書館等の公共施設が立地しているほか、金融機関や病院、子育て支援施設等、高齢者や障がい者等を含む地域住民の日常生活を支える施設の立地がみられます。その他、近年、本市の観光地点の中で最も入込客数の多い道の駅「あきた港」が周辺に立地しており、市内外問わず多数の来訪者の利用が想定されるエリアです。

また、土崎駅周辺は秋田市立地適正化計画※において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域※」に設定されているエリアが含まれます。

そのため、土崎駅周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設※の立地状況、観光地である道の駅「あきた港」の立地等を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路※を設定します。

過去計画・関連計画等の計画区域





土崎駅周辺地区

面積:71.64ha

令和3年4月時点

- 凡例
- 生活関連経路
 - 生活関連経路
 - 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

土崎駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	土崎駅
官公庁施設	2	秋田臨港警察署
	3	秋田臨港警察署 土崎駅前交番
	4	秋田北税務署
	5	北部市民サービスセンター
金融機関	6	土崎郵便局
	7	秋田銀行／土崎支店
	8	北都銀行／土崎支店
	9	東北労働金庫／土崎支店
教育・文化施設	10	土崎小学校
	11	土崎図書館
	12	土崎みなと歴史伝承館
	13	秋田港振興センターセリオンプラザ
保健・医療・福祉施設	14	土崎病院
	15	五十嵐記念病院
	16	就労継続支援B型事業所やわらぎ
	17	土崎地域包括支援センター永覚町
	18	リハプライド土崎
	19	デイサービスセンターひなた
	20	認知症対応型デイサービスひなた
子育て支援施設	21	こども園あきた風の遊育舎
	22	秋田みなと園
	23	認定こども園土崎幼稚園
	24	ナーサリー土崎
商業施設	25	ナイス土崎店
	26	いとく土崎港店
宿泊施設	27	ホテルルートイン秋田土崎
観光施設	28	道の駅あきた港セリオン

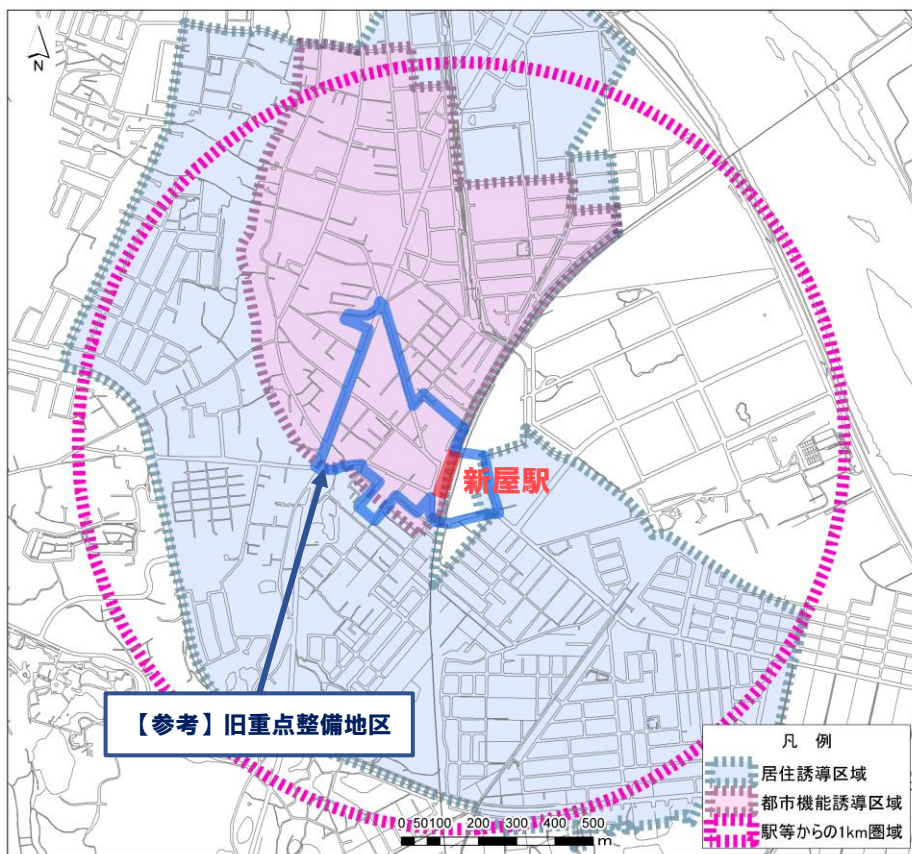
5-3. 新屋駅周辺地区

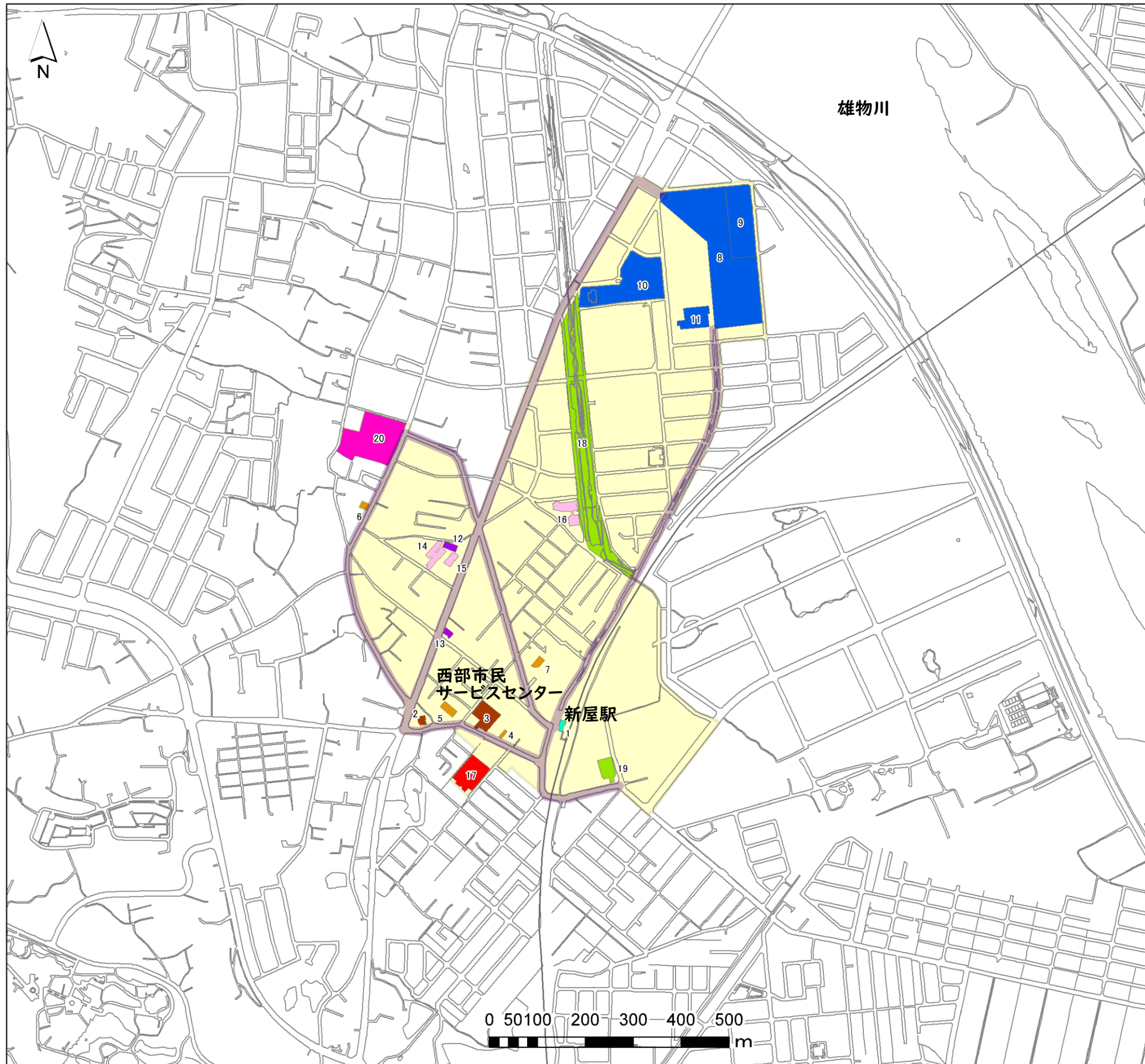
新屋駅の周辺エリアは西部市民サービスセンターや新屋図書館等の公共施設が立地しているほか、金融機関や子育て支援施設等、高齢者や障がい者等を含む地域住民の日常生活を支える施設の立地がみられます。その他、秋田公立美術大学等の学校施設や、新屋ガラス工房といった観光施設も周辺に立地しています。

また、新屋駅周辺は秋田市立地適正化計画[※]において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域[※]」に設定されています。

そのため、新屋駅周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設[※]の立地状況、秋田公立美術大学や新屋ガラス工房の立地状況を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路[※]を設定します。

過去計画・関連計画等の計画区域





新屋駅周辺地区

面積：63.96ha

令和3年4月時点

凡例

- 生活関連経路
 - 生活関連経路
- 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

新屋駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	新屋駅
官公庁施設	2	秋田中央警察署 新屋交番
	3	西部市民サービスセンター
金融機関	4	新屋駅前郵便局
	5	秋田銀行／新屋支店
	6	北都銀行／新屋支店
	7	JA 秋田なまはげ／新屋駅前支店
教育・文化施設	8	秋田公立美術大学
	9	秋田公立美術大学附属高等学院
	10	秋田西中学校
	11	新屋図書館
保健・医療・福祉施設	12	グリーンローズオリブ園
	13	放課後等デイサービス インクル2
子育て支援施設	14	ルーテル愛児幼稚園
	15	グリーンローズ保育園
	16	認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん
商業施設	17	ナイス新屋店
公園・運動施設	18	大川端带状近隣公園
	19	秋田市勤労者体育センター
観光施設	20	新屋ガラス工房

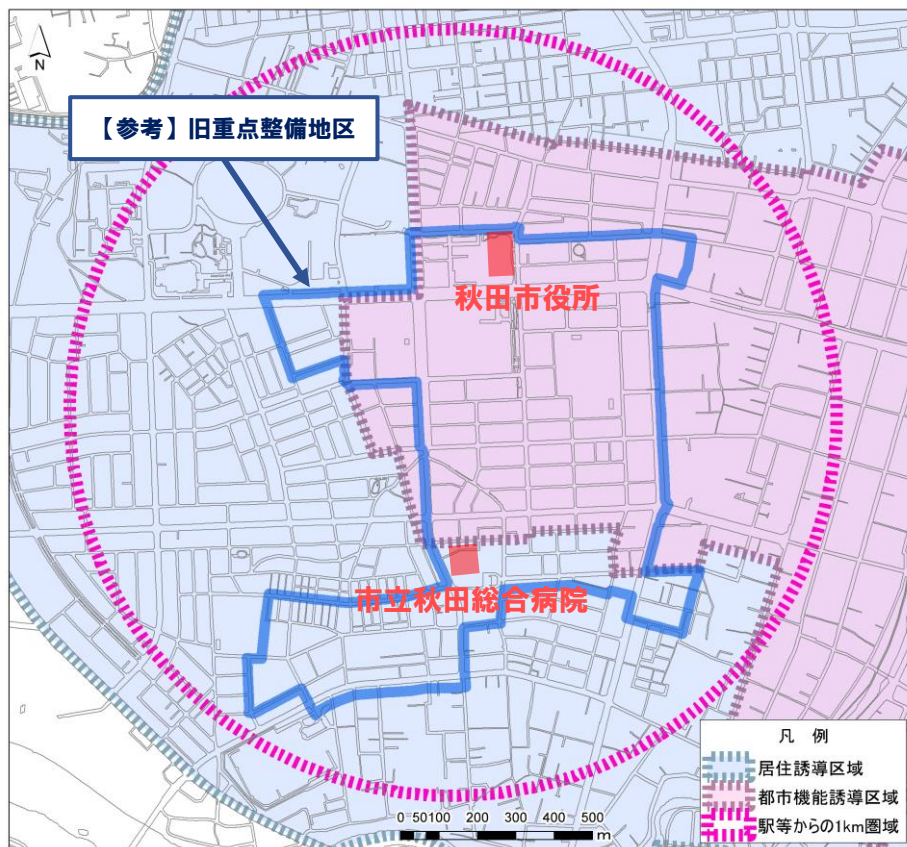
5-4. 市立病院・山王官公庁周辺地区

市立病院・山王官公庁周辺のエリアには、市役所を始め、国や県等の官公庁施設や周辺市町村を圏域とする中核病院である市立秋田総合病院が集積しているエリアです。

また、地区の東側は秋田市立地適正化計画^{*}において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域」に設定されているほか、地区の西側においても、八橋運動公園等、地域内外の来訪者による利用が想定される施設が立地しており、面的・一体的なバリアフリー化が求められるエリアとなっています。

そのため、市立病院・山王官公庁周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設^{*}の立地状況を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路^{*}を設定します。

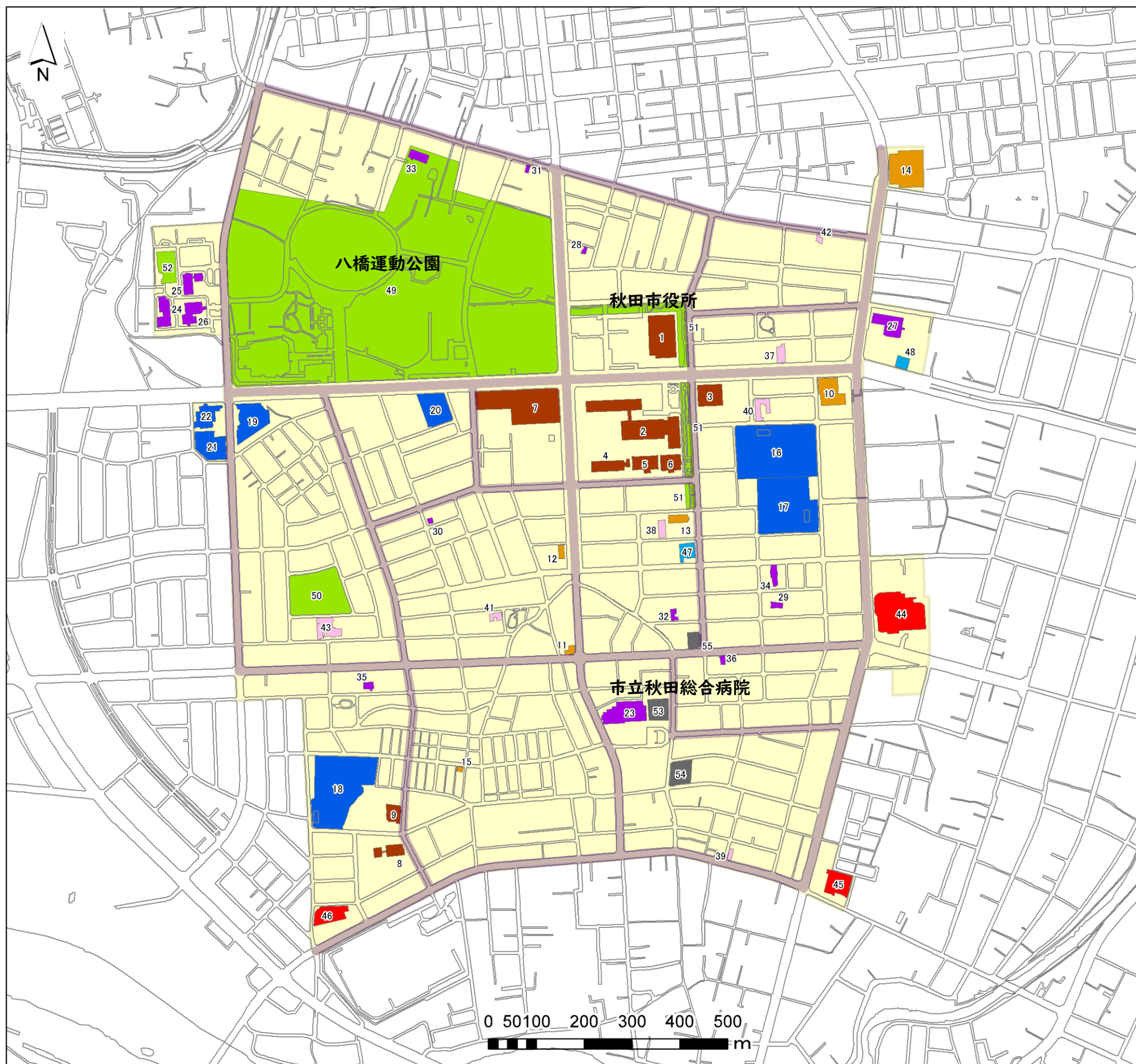
○ 過去計画・関連計画等の計画区域



市立病院・山王 官公庁周辺地区

面積：201.71ha

令和3年4月時点



凡例

生活関連経路

生活関連施設

- 旅客施設
- 官公庁施設
- 金融機関
- 教育・文化施設
- 保健・医療・福祉施設
- 子育て支援施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 公園・運動施設
- 観光施設
- 路外駐車場
- 移動等円滑化促進地区

市立病院・山王官公庁周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
官公庁施設	1	秋田市庁舎
	2	秋田県庁舎
	3	秋田県庁第二庁舎
	4	秋田地方総合庁舎
	5	秋田県警察本部
	6	秋田県警察本部第二庁舎
	7	裁判所合同庁舎
	8	秋田市上下水道局
	9	川尻地区コミュニティセンター
金融機関	10	秋田銀行／本店
	11	秋田銀行／山王支店
	12	北都銀行／山王支店・川元支店
	13	東北労働金庫／秋田県本部
	14	秋田中央郵便局
	15	秋田川尻郵便局
教育・文化施設	16	山王中学校
	17	旭北小学校
	18	川尻小学校
	19	秋田県立図書館
	20	秋田市文化会館
	21	秋田県児童会館みらいあ
	22	秋田県生涯学習センター
保健・医療・福祉施設	23	市立秋田総合病院
	24	秋田市保健所
	25	秋田市保健センター
	26	秋田市老人福祉センター
	27	秋田県社会福祉会館
	28	ごろりんはうすStory
	29	夢・究塾 明日葉
	30	ダイバーシティあきた
	31	えこま〜る
	32	自立支援センター ふ〜ら
	33	八橋老人いこいの家
	34	ふれんず山王教室
	35	ツクイ秋田川尻
	36	ごろりんはうす

区分	番号	名称
子育て支援施設	37	わかこま第一保育園
	38	ゆめの樹ほいくえん
	39	さんのうベビー園
	40	わかば幼稚園・わかばベビー保育園
	41	わかこま第二保育園
	42	どんぐりホーム
	43	山王幼稚園・保育園
商業施設	44	MEGA ドン・キホーテ秋田店
	45	ジェイマルエー旭南店
	46	いとく／川尻店
宿泊施設	47	アキタパークホテル
	48	ホテルアルファイン秋田
公園・運動施設	49	八橋運動公園
	50	沼田近隣公園
	51	山王官公庁緑地
	52	秋田市中高年齢労働者福祉センター
路外駐車場	53	市立秋田総合病院 立体駐車場
	54	市立秋田総合病院 第二駐車場
	55	山王パーキング

6. 移動等円滑化促進地区における取組方針

移動等円滑化促進地区※における取組方針については、第3章で整理した秋田市における取組方針と同一とし、4-4.まち歩き点検のまとめで整理した事項に配慮しながら取り組んでいきます。

なお、促進地区として設定した区域は、本市においてバリアフリー化を優先的に進めていく必要がある区域であることから、促進地区内の生活関連施設※および生活関連経路※を中心に、バリアフリー化を促進していきます。

○ 移動等円滑化促進地区における取組方針

◆秋田市における取組方針

◎基本方針1：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

- 1) 歩行環境に関する取組方針
- 2) 施設環境に関する取組方針

◎基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

- 1) 公共交通に関する取組方針

◎基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

- 1) 「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針

◎基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

- 1) 協議機会の創出に関する取組方針

◆まち歩き点検のまとめで整理した配慮すべき事項

面的・一体的な
バリアフリー化

適切な維持・改修

適切な情報提供と
「心のバリアフリー」
の普及・啓発

【参考】 移動等円滑化促進地区内における生活関連施設数について

本バリアフリーマスタープランにおいて促進地区に設定した4地区内で、生活関連施設※へと位置づけた施設数は以下のとおりとなります。

○ 促進地区内における生活関連施設の集計結果

令和3年4月時点

区分	秋田駅 周辺地区	土崎駅 周辺地区	新屋駅 周辺地区	市立病院・ 山王官公庁 周辺地区	計
旅客施設	1	1	1	0	3
官公庁施設	4	4	2	9	19
金融機関	21	4	4	6	35
教育・文化施設	15	4	4	7	30
保健・医療・福祉施設	18	7	2	14	41
子育て支援施設	5	4	3	7	19
商業施設	9	2	1	3	15
宿泊施設	11	1	0	2	14
公園・運動施設	2	0	2	4	8
観光施設	0	1	1	0	2
路外駐車場	20	0	0	3	23
計	106	28	20	55	209

(注) 同一の建築物内で複数の機能を持つ場合は、代表的な施設名称で生活関連施設へと位置づけており、代表的な区分により計上しています。

例: 秋田市庁舎内には中央市民サービスセンターや秋田銀行がありますが、「秋田市庁舎」で表現し、官公庁施設として1施設で計上しています。